

議案説明資料

【 目 次 】

- ・ **報告第 2 号**（議案書 3 ページ）
専決処分の報告について
（八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について） p. 1
- ・ **報告第 3 号**（議案書 27 ページ）
専決処分の報告について
（八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について） p. 4
- ・ **報告第 4 号**（議案書 31 ページ）
専決処分の報告について
（八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） p. 5
- ・ **議案第 1 号**（議案書 53 ページ）
八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その 5）請負契約の締結について p. 6
- ・ **議案第 4 号**（議案書 63 ページ）
八幡浜市離島振興対策実施地域及び半島振興対策実施地域における
固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定について p. 11
- ・ **議案第 8 号から第 45 号まで**（議案書 73 ページから 171 ページまで）
消費税法等の一部改正に伴う関係条例の一部改正（38 件） p. 13

令和元年 6 月
（令和元年 6 月 10 日提出）

報告第 2 号関係

件 名	専決処分の報告について (八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
担 当 課	総務部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) (以下「法」という。)
施 行 日	平成 3 1 年 4 月 1 日 (【改正の概要】の表の法令・施行日欄に※施行日の記載のあるものを除く。)

【改正の概要】

- (1) 個人住民税の見直し (未婚のひとり親に対する非課税措置の導入、ふるさと納税見直しに伴う規定の整備、住宅ローン減税拡充に伴う規定の整備)
- (2) 軽自動車税の見直し (環境性能割の臨時的軽減、種別割のグリーン化特例見直し)
- (3) 固定資産税の見直し (法令改正に伴う規定の整備)

	条例番号・見出し	法令・施行日	改正の概要
市 民 税	第24条① 【個人の市民税の非課税の範囲】	法第295条① ※H33. 1. 1施行	未婚のひとり親に対する非課税措置の導入。 ※児童扶養手当を受けているひとり親(前年の合計所得金額135万円以下)に対し個人住民税の非課税措置を講ずる(平成33年度分個人住民税～)。 (第3条改正)
	第34条⑦ 【寄附金税額控除】	法第314条⑦ ※H31. 6. 1施行	ふるさと納税の見直しに伴う関係規定の整備。 ※ふるさと納税による寄附金税額控除について、特例控除額の措置対象を総務大臣が指定する地方公共団体に対する寄附金(特例控除対象寄附金)とすることに伴う字句等の整備。
	附則第 9 条 【市民税に係る寄附金控除額に係る申告の特例等】	法附則第 7 条 ※H31. 6. 1施行	
	附則第 9 条の 2	法附則第 7 条の 2 ④ ※H31. 6. 1施行	
	附則第 7 条の 3 の 2	法附則第 5 条の 4 の 2	住宅ローン減税の拡充(消費税率引上げに伴う対策) ※住宅ローン控除改正により延長される控除期間(現行10年を13年間)において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等×7%)の範囲内において、個人住民税額から控除する(個人住民税の減収額は、全額国費で補てん)。
	第36条の 2 【市民税の申告】	法第317条の 2 ※H32. 1. 1施行	申告書記載事項の簡素化。 (第2条改正)
	第36条の 4 ① 【市民税に係る不申告に関する過料】	法第317条の 5 ※H32. 1. 1施行	

	第 36 条の 3 の 2 ① 【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書】	法第 317 条の 3 の 2 ① ※H32. 1. 1 施行	単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加。 (第 2 条改正)												
	第36条の 3 の 3 【市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書】	法第317条の 3 の 3 ※H32. 1. 1施行													
軽自動車税	附則第15条の 2 【軽自動車税の環境性能割の非課税】	法附則第29条の 8 の 2 ※H31. 10. 1施行	平成31年10月1日から創設される軽自動車税・環境性能割（旧自動車取得税）の臨時的軽減（消費税率引上げに伴う対策）。 ※自動車取得時の負担感を緩和するためH31. 10. 1～H32. 9. 30に取得した自家用乗用車について環境性能割の税率を 1 %分軽減（地方税の減収は、全額国費で補てん）。 <table><tr><td>区分</td><td>税率</td><td>臨時的軽減</td></tr><tr><td>電気自動車、天然ガス自動車 2020年度燃費基準+10%達成</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>2020年度燃費基準達成</td><td>1. 0%</td><td>非課税</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2. 0%</td><td>1. 0%</td></tr></table>	区分	税率	臨時的軽減	電気自動車、天然ガス自動車 2020年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税	2020年度燃費基準達成	1. 0%	非課税	上記以外	2. 0%	1. 0%
	区分	税率	臨時的軽減												
	電気自動車、天然ガス自動車 2020年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税												
	2020年度燃費基準達成	1. 0%	非課税												
	上記以外	2. 0%	1. 0%												
	附則第15条の 2 の 2 【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】	法附則第29条の 9 ※H31. 10. 1施行													
	附則第15条の 6 【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】	法附則第29条の18 ※H31. 10. 1施行													
附則第16条 【軽自動車税の種別割の税率の特例】	法附則第30条 第1条※H31.4.1施行 第2条※H31.10.1施行 第3条※H33.4.1施行	軽自動車税・種別割のグリーン化特例（軽課）について、改正前の制度を平成33年3月31日まで2年延長した上で、平成33・34年度に取得した自家用乗用車における適用対象を電気自動車・天然ガス自動車に限定。 ※グリーン化特例：排出ガス・燃費性能に優れた自動車に対して、性能に応じて自動車税・軽自動車税を軽減（軽課）するとともに一定年数を経過した車に対しては同税を重く（重課）するもの (第1条・第2条・第3条改正)													
附則第 16 条の2 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】	法附則第30条の 2 第1条※H31.4.1施行 第2条※H31.10.1施行 第3条※H33.4.1施行														
平成28年改正条例 第 1 条の 2	平成28年改正法 第 2 条	規定の整備。 (第4条改正)													
固定資産税	附則第10条の 3 ⑥ 【新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告】	法附則第15条の 8 ④	高規格堤防整備事業に伴う代替家屋に係る固定資産税額の減額措置の適用に関する規定新設（現在四国には該当事業なし）。												

	附則第10条の2 【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】	法附則第15条	法律、政令改正にあわせた規定の整備。 (法律の項ズレ、政令の項ズレ、条例の項ズレ等)
	附則第10条の3⑦～⑨	法附則第15条の9	
	附則第10条の3⑩、⑪	法附則第15条の9の2	
	附則第10条の3⑫	法附則第15条の10	
	附則第10条の3⑬	法附則第15条の11	
納税環境整備	平成30年改正条例第1条	平成30年改正法第1条 ※H32.4.1施行	大法人に対する法人住民税等に係る電子申告が平成32年4月から義務化されることに伴い、電気通信回線の故障や災害等の理由により電子申告が困難な場合は、申告書等を書面により提出することができるなどの追加措置（平成30年改正条例に規定を追加）。 (第5条改正)
	平成30年改正条例附則第1条	平成30年改正法附則第1条	
	平成30年改正条例附則第2条	平成30年改正法附則第2条	

報告第 3 号関係

件 名	専決処分の報告について (八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
担 当 課	総務部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) (以下「法」という。)
施 行 日	平成 3 1 年 4 月 1 日

【改正の概要】

地方税法改正にあわせて改正

条例番号・見出し	法令	改正の概要
附則第 5 項 【法附則第15条第19項 の条例で定める割合】	法附則第15条⑬	法律改正にあわせて改正 (法附則の項ズレ)
附則第 6 項 【法附則第15条第40項 の条例で定める割合】	法附則第15条⑭	法律改正にあわせて改正 (法附則の項ズレ)
附則第 7 項 【法附則第15条第44項 の条例で定める割合】	法附則第15条⑮	法律改正にあわせて改正 (法附則の項ズレ)
附則第 8 項 【法附則第15条第45項 の条例で定める割合】	法附則第15条⑯	法律改正にあわせて改正 (法附則の項ズレ)
附則第 1 7 項		法律改正にあわせて改正 (法附則の項ズレ)

報告第 4 号関係

件 名	専決処分の報告について (八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
担 当 課	総務部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) (以下「法」という。) ・ 地方税法施行令 (昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号) (以下「令」という。)
施 行 日	平成 3 1 年 4 月 1 日

【改正の概要】

基礎課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る判定所得の変更。

条例番号・見出し	法令	改正の概要
第2条 【課税額】	法第703条の 4 令第56の88の2	基礎課税限度額の引上げ。 「58万円」→「61万円」
第23条 【国民健康保険税 の減額】	法第703条の 5 令第56の89	軽減措置に係る軽減判定所得の変更。 ○ 5 割軽減対象世帯 「27万5千円」→「28万円」 ※該当世帯＜33万円＋（28万円×世帯員数） ○ 2 割軽減対象世帯 「50万円」→「51万円」 ※該当世帯＜33万円＋（51万円×世帯員数）

件 名	八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その５）請負契約の締結について
担 当 課	企画財政部 財政課
根拠法令等	・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条

【概要】

1. 工事番号 30 港整第 2 号、31 港整第 1 号
2. 工事名称 八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その５）
3. 工事期間 令和元年 6 月 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日
4. 予定価格 917,210,520 円（内消費税等 67,941,520 円）
5. 請負金額 852,120,000 円（内消費税等 63,120,000 円）
6. 請負業者 瀬戸建設株式会社
7. 施工場所 八幡浜市沖新田地区
8. 工事概要 フェリー岸壁築造にあたり鋼管杭打設工及び基礎捨石の施工を実施する。
 <工事数量>
 - ・鋼管杭打設工 鋼管 φ1,500 : N=50 本
 [鋼管杭打設は本工事にて全数量完了]
 - ・基礎捨石（1～200kg/個）：14,884m³（全体の約 16%）
 [H30 年度までに実施済 24,380m³（全体の約 26%） 全体数量約 93,000m³]
9. フェリー岸壁の諸元（参考）

形式	構造	バース数
栈橋式	鋼杭式	2 バース

入札執行担当課 財政課

他

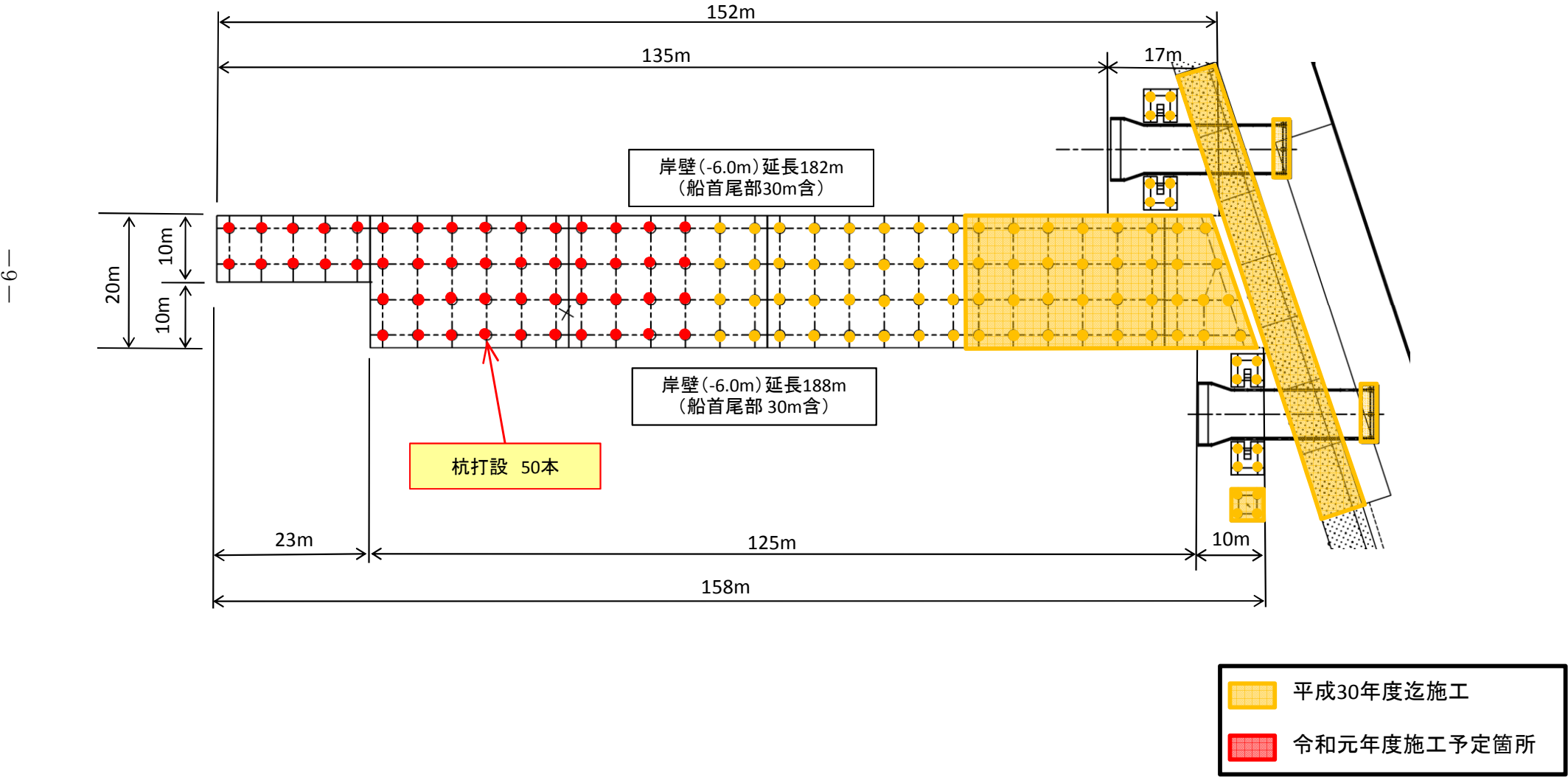
上記金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が会計法規上の申込みに係る価格である。

施工平面図



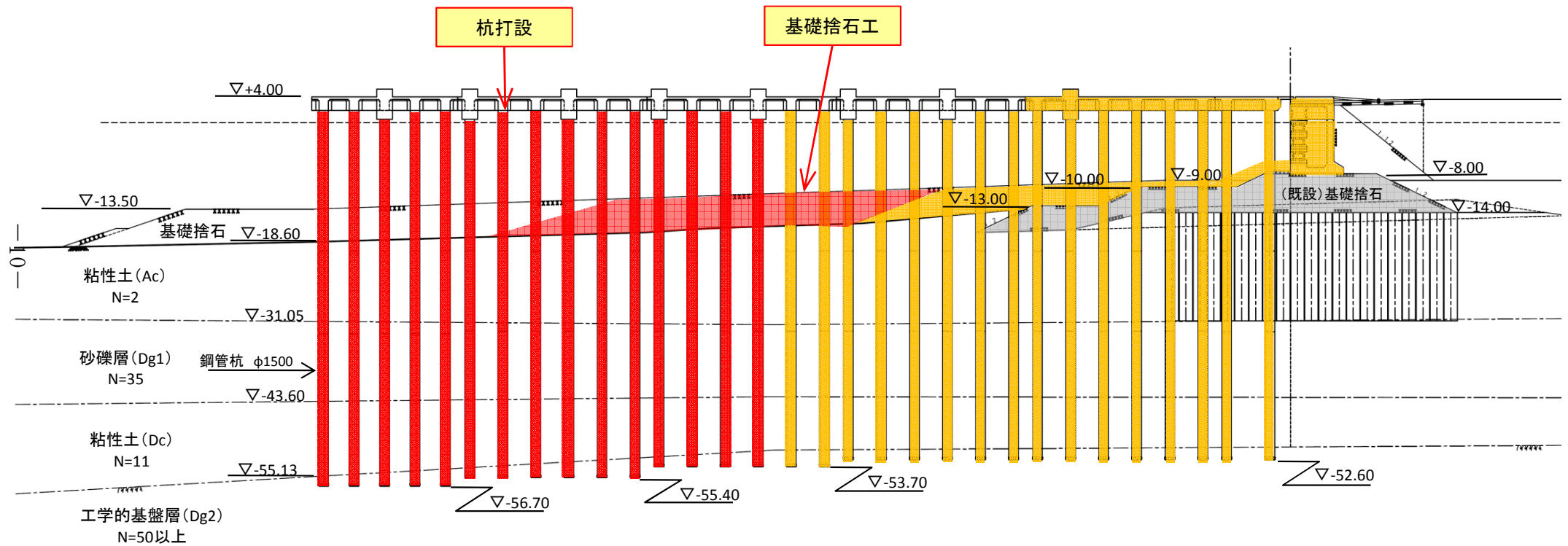
令和元年度 工事施工箇所

平面図



令和元年度 工事施工箇所

縦断図



- 平成30年度迄施工
- 令和元年度施工予定箇所

件 名	八幡浜市離島振興対策実施地域及び半島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定について
担 当 課	総務部 税務課
根拠法令等	地方税法（昭和25年法律第226号）第6条 他
施 行 日	公布の日（令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用）

課税免除・不均一課税関係条例比較表

条例名	固定資産税 ＜条例番号＞	要件 ＜法令＞
【新条例】 八幡浜市離島振興対策実施地域 及び半島振興対策実施地域にお ける固定資産税の課税免除及び不 均一課税に関する条例	【離島振興対策実施地域】 大島 課税免除（3年） ＜条例第3条＞	・青色申告をしている個人又は法人 ・事業用資産（建物・その付属設備、機械・装置、構築物）を新設又は増設 ・取得価額の合計が ≥ 500 万円以上 ※製造業・旅館業の法人 資本金5千万円超1億円以下： $\geq 1,000$ 万円以上 1億円超： $\geq 2,000$ 万円以上 ＜離島振興法第20条、同法第20条に規定する省令＞
	【半島振興対策実施地域】 市内全域 不均一課税（3年） 1年目（0） 2年目（1/4） 3年目（1/2） ＜条例第4条＞	・青色申告をしている個人又は法人 ・事業用資産（建物・その付属設備、機械・装置、構築物）を新設又は増設 ・取得価額の合計が ≥ 500 万円以上 ※製造業・旅館業の法人 資本金1千万円超5千万円以下： $\geq 1,000$ 万円以上 5千万円超： $\geq 2,000$ 万円以上 ＜半島振興法第17条、同法第17条に規定する省令＞
過疎地域自立促進特別措置法に 基づく固定資産税の課税免除に関 する条例	課税免除（3年）	・青色申告をしている個人又は法人 ・事業用資産（建物・その付属設備、償却資産）を新設 又は増設 ・取得価額の合計が $\geq 2,700$ 万円超
八幡浜市地方活力向上地域にお ける固定資産税の課税免除及び不 均一課税に関する条例	【移転型】 課税免除（3年） 【拡充型】 不均一課税（3年） 1年目（1/10） 2年目（1/3） 3年目（2/3）	・県の地域再生計画に「地方活力向上区域」として認定 された区域において、本社機能の整備にあたり県知事 の認定を受けたもの ・特定業務施設（建物・その付属設備、償却資産）を新 設又は増設 ・取得価額の合計が $\geq 3,800$ 万円以上 （中小事業者等は $\geq 1,900$ 万円）
八幡浜市企業等誘致促進条例 （※上記条例との併用×）	課税免除（3年）	・指定地域内（都市計画法に規定する工業・準工業地 域、市長が適当と認める地域）において営業をする事 業者 ・事業所を新設、増設、移転、老朽施設の更新 ・投下固定資産額が $\geq 2,000$ 万円以上 ・常時従業員数が3人以上

対象業種	減収補てん等	市税以外の措置等	備考
・製造業 ・旅館業（下宿営業×） ・農林水産物等販売業 ・情報サービス業等	地方（普通）交付税の減収補てん措置（75%）	【県税】 不動産取得税、事業税の課税免除 【その他】 所得税・法人税割増償却	現時点での申請情報なし
		【県税】 不動産取得税、事業税の不均一課税 【その他】 所得税・法人税割増償却	現時点での申請情報なし

・製造業 ・旅館業（下宿営業×） ・農林水産物等販売業	同上 （75%）	【県税】 不動産取得税、事業税の課税免除 【その他】 所得税・法人税特別償却、事業用資産買換え特例	施行日：H17.3.28 【合併後】 八水蒲鉾株式会社（水産練り製品製造業） オレンジベイツ株式会社（肉加工品製造業） 株式会社ステップコミュニケーション（旅館業） 西南開発株式会社（食料品製造業（ミネラルウォーター））
・業種制約なし ※工場、店舗は対象外	同上 （75%）	【県税】 不動産取得税、事業税の不均一課税 【その他】 オフィス減税、雇用促進減税、債務保証	施行日：H29.1.1 現時点で適用事例なし
・製造業 ・情報通信業 ・運輸業 ・卸売業、小売業 ・学術・開発研究機関 ・宿泊業 ・娯楽業 ・医療、福祉	特別交付税措置 （5%）	【奨励措置】 企業等立地促進奨励金（移転×） 雇用促進奨励金	施行日：H17.3.28 【合併後】 株式会社ベルワイド おるで新町（介護付有料老人ホーム） 株式会社えひめフーズ（食料品製造業） 株式会社UFCプロダクツ（オーラルケア用品製造業）

件 名	消費税法等の一部改正に伴う関係条例の一部改正
担 当 課	下記所管課参照
根拠法令等	消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号） 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）
施 行 日	令和元年 1 0 月 1 日（一部、消費税関連以外の部分については、別に施行期日あり）

所管部	議案番号	対象となる条例名	所管課	対象となる 使用料等の種類
企画財政部	8	八幡浜市行政財産使用料条例	財政課	行政財産使用料
	9	八幡浜市庁舎の目的外使用に関する条例	財政課	庁舎の目的外使用料
	10	八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例	政策推進課	みなと交流館使用料
市民福祉部	11	八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	生活環境課	一般廃棄物処理手数料 家庭系粗大ごみ処理手数料 動物死体処理手数料 し尿・浄化槽汚泥処理手数料
	12	八幡浜市火葬場条例	生活環境課	火葬場等使用料
産業建設部	13	八幡浜市公共物管理条例	建設課	公共物使用料
	14	八幡浜市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例	下水道課	戸別合併処理浄化槽使用料
	15	みかんの里宿泊・合宿施設の設置及び管理に関する条例	農林課	施設使用料
	16	八幡浜市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	農林課	施設使用料、機器使用料
	17	八幡浜市水産物地方卸売市場条例	水産港湾課	施設等使用料
	18	八幡浜市水産加工センター設置及び管理条例	水産港湾課	施設使用料
	19	八幡浜市海産物直売所の設置及び管理に関する条例	水産港湾課	施設使用料
	20	シーフードセンター八幡浜の設置及び管理に関する条例	水産港湾課	施設使用料、機器使用料
	21	八幡浜市駐車場条例	商工観光課	駐車場使用料
	22	八幡浜市建設残土処理場管理条例	建設課	建設残土処理場使用料
	23	八幡浜市道路占用料徴収条例	建設課	占用料
	24	八幡浜市準用河川条例	建設課	流水占用料 使用料 土砂採取料等
	25	八幡浜市下水道条例	下水道課	下水道使用料
	26	八幡浜市小規模下水道条例	下水道課	小規模下水道使用料
	27	八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例	水産港湾課	港湾施設使用料 港湾施設占用料

改正内容について

(1) 内税方式のもの

- ① 現行の金額を1.08で割り戻して税抜価格を算出
- ② ①の税抜価格に1.10を乗じて得た価格を下記により端数処理（概ね、10円未満四捨五入）

(2) 外税方式のもの

「1.08」又は「100分の108」とあるのを、それぞれ「1.10」又は「100分の110」に改める

課税内容			議案番号
内税 外税	端数処理	備考	
内	10円未満 四捨五入	自動販売機	8
内	10円未満 四捨五入	食堂、現金自動預入払機敷	9
内	10円未満 四捨五入	多目的ホール、会議室	10
内	1円未満 四捨五入	端数処理の関係上、燃やすごみ袋（大）のみ	11
内	10円未満 四捨五入		
内	10円未満 四捨五入		
内	1円未満 四捨五入		
内	10円未満 四捨五入	大人、子供、死産児は非課税	12
外	1円未満 切り捨て	使用期間が1月未満の場合のみ課税対象	13
内	10円未満 四捨五入		14
内	端数処理 不要		15
内	端数処理 不要		16
内	10円未満 四捨五入	駐車場、貯氷庫、連絡事務所、 倉庫、資材置場	17
内	10円未満 四捨五入		18
内	10円未満 四捨五入	海産物直売所、飲食施設	19
内	10円未満 四捨五入		20
内	10円未満 四捨五入	定期駐車をする場合 北浜立体駐車場1、2階（フロア貸し）	21
内	10円未満 四捨五入		22
外	1円未満 切り捨て	占用期間が1月未満の場合のみ課税対象	23
内	1円未満 四捨五入		24
外	1円未満 切り捨て	占用期間が1月未満の場合のみ課税対象	
内	1円未満 四捨五入		
外	10円未満 切り捨て		25
内	10円未満 四捨五入	基本料金のみ（超過料金は端数処理の 関係上、同額のため改正なし）	26
内	1円未満 四捨五入	1月未満の使用は、小数第3位を四捨五入	27
内 外	1円未満 切り捨て	小数第2位を四捨五入するものあり	

所管部	議案番号	対象となる条例名	所管課	対象となる 使用料等の種類
	28	八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例	水産港湾課	楠町物流倉庫使用料
	29	八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例	水産港湾課	水域等占用料 土砂等採取料
	30	八幡浜市漁港管理条例	水産港湾課	施設使用料 物揚場占用料 土砂等採取料 水域・公共空地占用料
	31	八幡浜市カルチャーアイランド2 1 条例	水産港湾課	施設使用料等
	32	八幡浜市都市公園条例	建設課 生涯学習課	施設使用料 運動広場施設使用料
	33	八幡浜市水道事業給水条例	水道課	水道料金、メーター使用料 加入金
	34	八幡浜市簡易水道条例	水道課	水道料金、メーター使用料
市立病院	35	市立八幡浜総合病院使用料及び手数料条例	市立病院	使用料及び手数料
教育委員会	36	八幡浜市文化会館設置及び管理条例	生涯学習課	施設使用料
	37	八幡浜市立公民館条例	生涯学習課	施設使用料
	38	八幡浜市社会体育施設条例	生涯学習課	施設使用料
	39	八幡浜市民スポーツセンター条例	生涯学習課	施設使用料
	40	八幡浜市民スポーツパークの設置及び管理に関する条例	生涯学習課	施設使用料
	41	八幡浜市双岩コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例	生涯学習課	施設使用料
	42	八幡浜市宮庭球場設置及び管理条例	生涯学習課	施設使用料
	43	八幡浜市立武道館設置及び管理条例	生涯学習課	施設使用料
	44	八幡浜市立学校体育施設使用料条例	生涯学習課	施設使用料
	45	旧白石和太郎洋館設置条例	生涯学習課	施設使用料

課税内容			議案番号
内税 外税	端数処理	備考	
内	0.01円未満 四捨五入	使用期間が1月未満の場合のみ課税対象	28
外	10円未満 切り捨て	占用期間が1月未満の場合のみ課税対象	29
内	0.1円未満 四捨五入	1円未満を四捨五入するものあり	
内	0.01円未満 四捨五入	1円未満を四捨五入するものあり	30
外	10円未満 切り捨て	占用期間が1月未満の場合のみ課税対象	
内	0.01円未満 四捨五入	1円未満を四捨五入するものあり	
外	10円未満 切り捨て	占用期間が1月未満の場合のみ課税対象	
内	10円未満 四捨五入	入場料、外釣り料	31
内	10円未満 四捨五入	使用期間が1月未満の場合のみ課税対象	32
内	10円未満 四捨五入		
外	10円未満 切り捨て		33
外	端数処理 不要		
外	10円未満 切り捨て		34
外	1円未満 切り捨て	個室使用料、文書料、施設使用料等	35
内	10円未満 四捨五入		36
内	10円未満 四捨五入	中央公民館、中央公民館保内別館	37
内	10円未満 四捨五入	照明施設	38
内	10円未満 四捨五入	体育館、温水プール	39
内	10円未満 四捨五入	グラウンド	40
内	10円未満 四捨五入	多目的広場、休憩所	41
内	10円未満 四捨五入		42
内	10円未満 四捨五入		43
内	10円未満 四捨五入	夜間照明施設、体育館照明施設	44
内	10円未満 四捨五入		45